

【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策】

茨城県における法人事業税・法人県民税の申告・納付期限の期限延長
手続に関するFAQ（令和3年6月30日更新）

（注）このFAQは、令和3年6月22日現在の法令等に基づいて作成しています。

< 目次 >

問1 新型コロナウイルス感染症の影響により、法人事業税・法人県民税の申告・納付期限を延長することはできますか。どのような場合に認められますか。

問2 期限までに申告・納付等ができなかった場合の個別延長する手続きを教えてください。

問3 納期限だけ延ばしてもらうことはできませんか。

問1 新型コロナウイルス感染症の影響により、法人事業税・法人県民税の申告・納付期限を延長することはできますか。どのような場合に認められますか。

茨城県における法人事業税・法人県民税について、新型コロナウイルス感染症（以下、この間では、「感染症」といいます。）の影響により、その期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の延長が認められます。

やむを得ない理由については、例えば、法人の役員や従業員、関与税理士等が新型コロナウイルス感染症に感染したようなケースだけではなく、次のような方々がいることにより通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなども該当することになります。

- 税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含みます）が感染症に感染したこと
- 納税者や法人の役員、経理責任者などが、現在、外国に滞在しており、ビザが発給されない又はその恐れがあるなど入出国に制限等があること
- 次のような事情により、企業や税理士事務所などにおいて通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと
 - ・ 経理担当部署の社員が、感染症に感染した、又は感染症患者に濃厚接触した事実がある場合など、当該部署を相当の期間、閉鎖しなければならなくなったこと
 - ・ 学校の臨時休業の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行ったことで経理担当部署の社員の多くが業務に従事できないこと
 - ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、生活の維持に必要な場合を除きみだりに自宅等から外出しないことが求められ、在宅勤務の体制も整備されていない等の理由から、経理担当部署の社員の多くが業務に従事できないこと
- 感染拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと

上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には、個別に申告・納付期限の延長が認められます。延長については、法人税に準じて取り扱いますので、税務署への延長申請と同様に判断してください。

[⇒（国税庁ホームページ）2 申告・納付等の期限の個別延長関係](#)

問2 期限までに申告・納付等ができなかった場合の個別延長する手続きを教えてください。

(令和3年7月12日以降に期限延長申請する場合、手続き方法が変わります。)

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告・納付等することができないと認められるやむを得ない理由がある場合には、「災害等による期限の延長申請書」(茨城県県税条例施行様式第43号)で管轄の県税事務所長に申請し、その承認を受けることにより、その理由がやんだ日から2か月以内の範囲で認められることとなります。

添付書類としては、税務署に提出した申請書の写しを添付してください。

この方法は、茨城県税のみの延長となりますので、他の都道府県については、個別にご確認をお願いします。

[災害等による期限の延長申請書 \(第43号\)](#)

[記載例 \(災害等による期限の延長申請 \(第43号\)\)](#)

【参考】

また、「災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書(地方税法施行規則第13号様式)」を作成いただき、提出いただくこともできます。(この申請書は、本店所在地の都道府県の管轄都道府県税事務所にお出してください。)

問3 納期限だけ延ばしてもらうことはできませんか。

申告はできるが、売上の減少等により納税はできないという場合は、以下のリンクから、納税が困難な方に対する猶予制度(徴収猶予等)をご参照ください。

[⇒ 県税を一時に納付できない方のために猶予制度があります](#)